

定 款

日本精工株式会社

日本精工株式会社定款

(1916年5月1日作成)
(2023年6月23日現在)

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本精工株式会社と称し、英文ではNSK Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を経営することを目的とする。

1. 各種軸受及びその部分品の製造販売
2. 自動車部品の製造販売
3. 紡績機用部分品製造販売
4. 鋼球及び精密金属製品の製造販売
5. 電子機器及びその関連部分品の製造販売
6. 諸機械及び諸機械部分品の製造販売
7. 電子計算機による機器制御技術及び情報処理技術の製作販売
8. 不動産の売買及び賃貸借並びにその運用及び管理
9. 前各号の目的を達成するに必要な事業並びに出資

(本社の所在地)

第 3 条 当社は、本社を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 会計監査人
- (3) 指名委員会等

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、17億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱い)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、代表執行役の定める株式取扱規則によるものとする。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要あるときは、予め公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 1 回 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議を受けて執行役社長が招集する。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに任じ、執行役社長に支障あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の執行役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、議決権を行使しうる当会社の他の株主 1 名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。但し、その株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の決議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、法令の定めるところに従いこれを備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の選任方法）

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

（取締役会の招集者及び議長）

第21条 取締役会の招集者及び議長は、取締役会において別に定める。

（取締役の招集）

第22条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役に対して通知を発するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役との間の責任限定契約)

第 26 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 執 行 役

(執行役の選任方法)

第 27 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 28 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。他の執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。

(代表執行役)

第 29 条 取締役会の決議をもって、代表執行役若干名を選定する。

(役付執行役)

第 30 条 取締役会の決議をもって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当会社は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度とし、事業年度末日に決算を行う。

(剰余金の配当等)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

② 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

③ 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行うことができる。

④ 前②、③項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 33 条 配当金は、その支払開始の日の翌日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免かれる。

